

和歌山地方最低賃金審議会

(第 4 回)

令和 8 年 8 月 2 5 日 (火曜日)

和歌山労働局 6 階会議室

和 歌 山 労 働 局

会 議 次 第

議 題

- (１) 和歌山地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について
- (２) その他

和歌山地方最低賃金審議会（第4回）資料目次

- 1 和歌山県最低賃金の改正決定について（答申）
（和歌山地方最低賃金審議会）
- 2 和歌山地方最低賃金審議会の意見に関する公示
- 3 2026年度和歌山県最低賃金の改正決定に対する異議
（和歌山県医療労働組合連合会）
- 4 2026年和歌山県最低賃金の改正決定に対する異議の申し出
について
（和歌山県地方労働組合評議会）



令和8年8月7日

和歌山労働局長
中山 始 殿

和歌山地方最低賃金審議会
会長 廣 谷 行 敏

和歌山県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和8年6月30日付け和労発基0630第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

なお、今回の答申に当たっては、経営環境や物価の上昇等を考慮し、和歌山県最低賃金の改正が中小企業・小規模事業者に与える影響が大きくなっていること、材料費、エネルギー費などの高騰を背景として、労働者の生活状況及び中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境が悪化している現状を踏まえ、以下のことを政府に対して要望する。

1 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

2 生産性向上の支援

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしつ

かりと活用できるよう十分な予算の確保に努めるとともに、申請期限の延長など利用拡大を図るとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

3 「稼ぐ力」強化戦略

中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、令和8年6月24日に中小企業庁から公表された「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」の着実な実行により、価格転嫁・取引適正化の更なる徹底、成長志向の企業や生産性向上への支援強化、M&A・事業承継等による事業再編の推進、賃上げの促進、経営改革等のための伴走支援体制の強化等を推進することを要望する。その際、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

4 価格転嫁対策

価格転嫁対策については、令和8年1月から施行された中小受託取引適正化法・受託中小企業振興法を着実に執行するため、公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携や取引Gメンの拡充等を通じた執行体制強化と、現場への浸透に向けた一層の周知徹底を行い、あわせて、地方組織を含めた公正取引委員会の体制面の抜本的な強化を図ることを要望する。また、中小受託取引適正化法対象外の取引への規制強化に向け、独占禁止法上の告示、知的財産権等の適切な取引に関する指針等の周知・遵守徹底を図ることを要望する。さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。地域経済に与える影響が大きい官公需において、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」により、2027年度末までに、実勢価格を踏まえた予定価格の作成や低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等を100%実施することを要望する。また、価格基準の見直し、進捗状況の見える化や地方公共団体への伴走支援等も実施することで、価格転嫁・取引適正化を強力に推進することを要望する。

5 「省力化投資促進プラン」

内閣府が令和7年6月13日に策定した「省力化投資促進プラン」については、人材不足が深刻な業種で最低賃金の引上げの影響を受ける12業種が対象とされていることから更なる充実・拡充を図るとともに、業種ごとのKPIの達成状況についてフォローアップを行って進捗が見える化し、実績に応じ

て更なる対応策を検討することを要望する。

6 サポート体制の充実

中小企業省力化投資補助金、デジタル化・A I 導入補助金、業務改善助成金等の各種補助金・助成金や、省力化ナビ、各都道府県の生産性向上支援センター等の業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進に取り組むことを要望する。

7 「年収の壁」による就労調整が起こらない制度の改正

今年初めて事業場視察も行ったが、多くの企業が慢性的な人手不足となっている中、各種の「年収の壁」があることで、最低賃金の大幅な引上げが就労調整につながっていることは大きな課題である。所得税法上の扶養、社会保险制度における扶養又は第三号被保険者に関する所得要件について、人口構成や社会環境の変化も踏まえ、最低賃金の引上げが就労調整につながることをのらないよう抜本的に再構築されるよう管轄機関等に強く働きかけることを強く要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように発注時における特段の配慮を要望する。

8 発効日

発効日については、使用者側からは、近年の高い最賃引上げの状況を踏まえ、各種助成金の申請及び賃金規程の改定などの準備期間を考慮した発効日となるよう法改正を含めた検討を求めるとの要望があった。また、労働者側からは、10月1日発効に向けた地方における最低賃金審議会の充実した審議期間の確保を配慮した中央最低賃金審議会目安答申の早期結審を求めるとの要望が出された。

9 地域間格差の縮小

政府方針を踏まえて、和歌山地方最低賃金審議会においても、隣接府県との格差が広がらないよう地域間格差の縮小に取り組むことを要望する。

和歌山県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

和歌山県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1, 1 0 1 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 8 年 10 月 3 日

和歌山地方最低賃金審議会の意見に関する公示

和歌山労働局一般公示第 6 7 号

令和 8 年 8 月 7 日和歌山地方最低賃金審議会から和歌山県最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 11 条第 1 項及び第 12 条の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、和歌山県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者(これらの者の団体を含む。)であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第 11 条第 2 項及び同法施行規則(昭和 34 年労働省令第 16 号)第 8 条の規定に基づき、令和 8 年 8 月 2 4 日までに和歌山労働局長あて(和歌山市黒田二丁目 3 番 3 号)異議の内容及び理由を記載した異議申出書を持参又は郵送で提出されたい。

令和 8 年 8 月 7 日

和歌山労働局長 中山 始

記

和歌山県最低賃金の改正決定に係る和歌山地方最低賃金審議会の意見の要旨

和歌山県最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域
和歌山県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1, 1 0 1 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和 8 年 1 0 月 3 日

2026 年 8 月 19 日

和歌山労働局長
中山 始 様和歌山県医療労働組合連合会
執行委員長 大森 良太

2026年度和歌山県最低賃金の改正決定に対する異議

8月7日、和歌山地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を56円引き上げ、1,101円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

医療・介護分野は、政府の政策の影響を受ける公的産業です。この間の公的価格の抑制、慢性的な人員不足、急激な物価高騰への対応、世界情勢の不安定さから資材不足を余儀なくされるなど、医療・介護提供体制を維持することが困難な状況に追い込まれています。

政府は、医療・介護・福祉労働者の賃上げの必要性から2024年度から賃上げ支援策を実施し、2025年度には補正予算内で処遇改善策、2026年度には30年ぶりの水準となる診療報酬の引き上げと処遇改善のための介護報酬・障害福祉等報酬の臨時改定を行いました。すべてのケア労働者の大幅賃上げにはつながっていません。それどころか、他産業では3期連続で5%台の賃上げが実施されるなかで、医療・介護・福祉労働者の賃上げは追い付かず、全産業平均賃金との格差が拡大しています。とりわけ収入が低く抑えられている非正規雇用労働者においては、十分な補償制度もなく、物価高の影響が日々の暮らしを直撃しています。こうした情勢の下で、答申された金額に大幅な上積みを行い、地域の賃金水準の底上げを図ることは必要不可欠であり、それは可能と考えます。つきましては、今年度の和歌山県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記

1. 全労連と地方組織は、全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、今や時給1,700円以上が必要となっており、現行の最賃水準では「健康で文化的な最低限度の生活」すら維持できなくなっています。労働者の賃上げによる経済の活性化にもつながらない、答申となっています。
2. 私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8~9万円以上になる実態があり、全国一律制の実施なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上より、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の観点からすれば、最低賃金は、少なくとも時間額1,700円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以上

和歌山労働局長
中山 始 様



2026年和歌山県最低賃金の改正決定に対する異議の申し出について

2026年8月7日付、和歌山地方最低賃金審議会の意見に関する公示について、次の通り異議を申し出る。

1. 最低賃金審議にあたり私たち和歌山県地方労働組合評議会をはじめ労働組合の意見陳述では、
 1. 和歌山県の最低賃金を直ちに1700円以上に引き上げること。
 2. 最低賃金法の生存権保障の観点から、発効日を法定による最短日とすること。
 3. 最低賃金を全国一律とするよう、法改正を国に求めること。
 4. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業所への助成措置、及び原材料費と人件費が価格に適正に反映される仕組みを国に求めること。を求めた。
2. このうち、効力発生の日及び政府に対する要望については、委員の皆様が努力を重ねられ、一定答申に反映されたものと理解する。
3. しかし答申には、物価高騰にあえぐ労働者の厳しい生活、ダブルワーク、トリプルワークを余儀なくされている非正規労働者の実態とその改善にむけた賃金引き上げの重要性には全く触れられていない。答申文書ではこのことについて真摯な論議がなされたのか全く不明である。
4. 加えて、答申は中央最低賃金審議会の示した目安(+56円)通りの引き上げで時間給1,101円となっており、1,700円以上を求める私たち労働者の声には到底及ばず、物価高騰に追いつかない低額答申である。
5. 全国的には、8月21日現在で答申の出された32地方のうち19地方で目安を上回る答申が出されている。答申では「地域間格差の縮小」について触れられているが、「和歌山地方最低賃金審議会においても（中略）地域間格差の縮小に取り組むことを要望する」となっており、審議会が自らに要望する内容となっている。であれば今回の審議でも地域間格差の是正のために目安を上回る答申が出されてしかるべきであると考える。

以上の点について審議を尽くすよう、要請する。

2026年8月21日

和歌山県地方労働組合評議会
議長 武田 正 利